

# 第1章 基本となる考え方

## 1 計画策定の趣旨

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。県では、「男女平等をめざし、共に参画できる社会づくり」を計画の目標として、平成13年に「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、さらに平成14年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、積極的に施策を展開してきました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が、未だに男女それぞれの活動の広がりを難しくしていることなどから、なお一層の取組が求められているところです。

また、少子高齢化の進展や家族形態、地域社会の変化等、社会経済状況の急激な変化の中で、安心して子どもを産み育てることができ、将来に希望の持てる魅力ある新潟県にしていくためにも、男女平等社会の形成が必要です。

このため、県民一人ひとりが、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会をみんなで築き上げていくことを目指し、新たに男女平等推進プランを策定することとしました。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国連の動き

国連では、昭和50年(1975年)を国際婦人年とし、メキシコで開催された「国際婦人世界会議」において「平等・開発・平和」を目標に、各国がとるべき政策への指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54年(1979年)の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択、昭和60年(1985年)の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」等を経て、平成7年(1995年)に第4回世界女性会議(北京会議)が開催され、平成12年(2000年)までの行動指針である「行動綱領」が採択されました。

さらに、平成12年6月5日から10日までニューヨークの国連本部で「女性2000年会議」が開催され「行動綱領」の実施状況を検討及び評価するとともに、最終日に「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

平成17年(2005年)には、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目ということで定例の国連婦人の地位委員会を閣僚級会合に格上げして開催し、第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。

### (2) 国の動き

国においては、昭和52年に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進してきま

した。

その結果、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定など法律や制度が整備されるなど、女性に関する施策の取組は大きく進み、昭和 60 年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

また、平成 6 年には男女共同参画社会の形成に向けて総合的、効果的に推進するために、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

さらに、平成 8 年には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けた「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11 年には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、それに基づいた「男女共同参画基本計画」が平成 12 年 12 月 12 日に策定されました。

平成 13 年 1 月の中央省庁等の再編成によって、総理府の「男女共同参画室」が内閣府の「男女共同参画局」となり、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置され、推進体制が強化されました。

また、関係法令をみると、男女雇用機会均等法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策基本法の制定などの整備が行われました。

平成 17 年 12 月には「第二次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3) 本県の取組の推移

本県の女性行政の取組は、昭和 52 年に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に実施され、昭和 60 年に 10 年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」を策定しました。

平成 4 年には、民間有識者等で構成される女性問題協議会から提出された「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」を踏まえ、国内外の女性問題への取組促進に対応するために、「新潟県婦人対策の方向」を全面改定し、「にいがたオアシス女性プラン」を策定しました。

平成 8 年には計画期間終了により、国の内外における女性問題解決への動きや、少子化、高齢化、国際化等の時代の流れに対応するため「ニューにいがた女性プラン」を策定しました。

平成 13 年には、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定しました。

平成 14 年には、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。

### (4) 本県の状況

#### ア 意識の変化

県が平成 16 年度に実施した「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について賛成している人の割合は 56.7% で前回調査（平成 11 年度）より減少していますが、全国調査と比較すると賛成して

いる人の割合が高い傾向にあります。また、男女の地位の平等感については、家庭生活や職場、法律や制度について「平等である」との回答割合が前回調査より減少しています。

〈表 1〉性別による固定的な役割分担意識

		前 回	今 回	差	(単位：%)
賛成	新潟県	58.7	56.7	- 2.0	
	全 国	47.0	45.2	- 1.8	
反対	新潟県	36.8	37.3	+ 0.5	
	全 国	47.0	48.9	+ 1.9	

資料：【新潟県】男女共同参画に関する意識調査\*1（前回）  
 男女平等社会づくりに向けた県民意識調査\*2（今回）  
 【全 国】男女共同参画社会に関する世論調査  
 時期：【新潟県】前回（平成 11 年）、今回（平成 16 年）  
 【全 国】前回（平成 14 年）、今回（平成 16 年）  
 設問：【新潟県】男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい  
 【全 国】夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

〈表 2〉家庭(生活)における男女の地位の平等感

		前 回	今 回	差	(単位：%)
男性の方が優遇	新潟県	46.8	47.4	+ 0.6	
	全 国	50.2	49.3	- 0.9	
平等	新潟県	28.0	25.6	- 2.4	
	全 国	40.4	39.9	- 0.5	
女性の方が優遇	新潟県	4.3	5.1	+ 0.8	
	全 国	6.0	8.2	+ 2.2	

資料、時期は表 1 と同じ

\*1 調査地域：新潟県全域、調査対象：満 15 歳以上の男女個人、標本数：2,000 人、抽出方法：層化 2 段無作為抽出法、調査方法：郵送法、調査期間：平成 11 年 7 月 23 日～8 月 8 日、有効回答数：1,005 人、有効回答率：50.3%

\*2 調査地域：新潟県全域、調査対象：満 15 歳以上の男女個人、標本数：2,000 人、抽出方法：層化 2 段無作為抽出法、調査方法：郵送法、調査期間：平成 16 年 7 月 23 日～8 月 19 日、有効回答数：909 人、有効回答率：45.5%

〈表3〉 職場における男女の地位の平等感

		前 回	今 回	差	(単位：%)
男性の方が優遇	新潟県	61.8	64.5	+ 2.7	
	全 国	59.0	59.5	+ 0.5	
平等	新潟県	14.8	11.8	- 3.0	
	全 国	25.9	25.0	- 0.9	
女性の方が優遇	新潟県	3.6	3.4	- 0.2	
	全 国	3.1	4.2	+ 1.1	

資料、時期は表1と同じ

〈表4〉 学校教育における男女の地位の平等感

		前 回	今 回	差	(単位：%)
男性の方が優遇	新潟県	13.5	12.3	- 1.2	
	全 国	14.5	13.6	- 0.9	
平等	新潟県	56.7	59.1	+ 2.4	
	全 国	63.1	66.8	+ 3.7	
女性の方が優遇	新潟県	2.9	2.0	- 0.9	
	全 国	3.5	3.6	+ 0.1	

資料、時期は表1と同じ

〈表5〉 政治(経済活動)の場における男女の地位の平等感

		前 回	今 回	差	(単位：%)
男性の方が優遇	新潟県	53.5	54.0	- 0.5	
	全 国	72.4	72.0	- 0.4	
平等	新潟県	20.0	21.6	+ 1.6	
	全 国	18.8	19.7	+ 0.9	
女性の方が優遇	新潟県	0.6	0.4	- 0.2	
	全 国	2.1	1.3	- 0.8	

資料、時期は表1と同じ

〈表6〉 法律や制度の上での男女の地位の平等感

		前 回	今 回	差	(単位：%)
男性の方が優遇	新潟県	32.6	29.8	- 2.8	
	全 国	48.4	46.1	- 2.3	
平等	新潟県	34.1	33.4	- 0.7	
	全 国	36.0	39.3	+ 3.3	
女性の方が優遇	新潟県	4.0	4.6	+ 0.6	
	全 国	4.7	5.1	- 0.4	

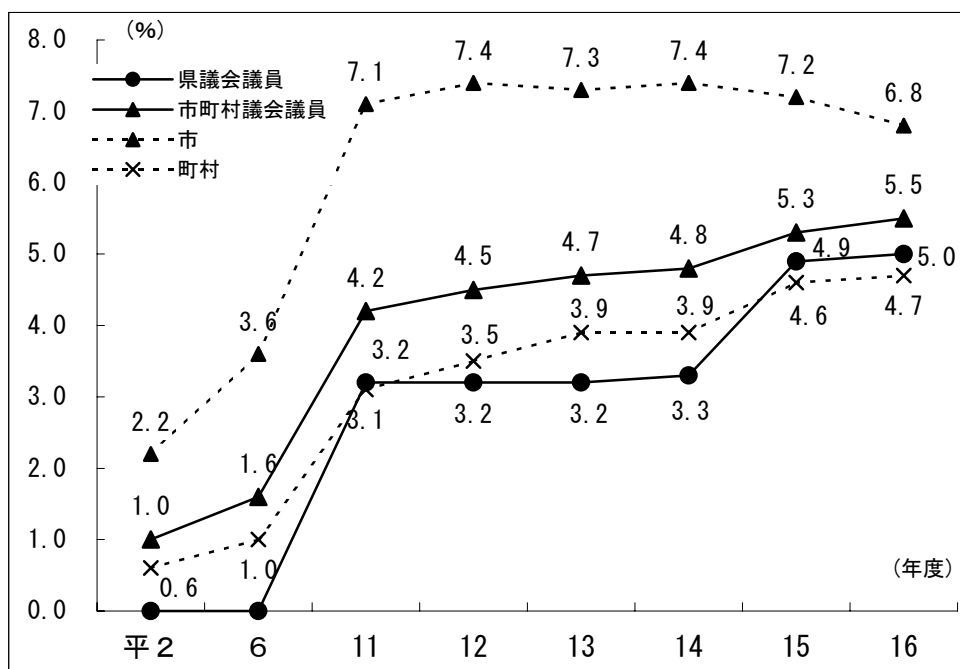
資料、時期は表1と同じ

イ 政策・方針決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程への女性の参画は、社会の半数を構成する女性の考え方を反映させ、社会システムを変えていく大きな力となりますが、依然として女性の参画は不十分な状況にあります。

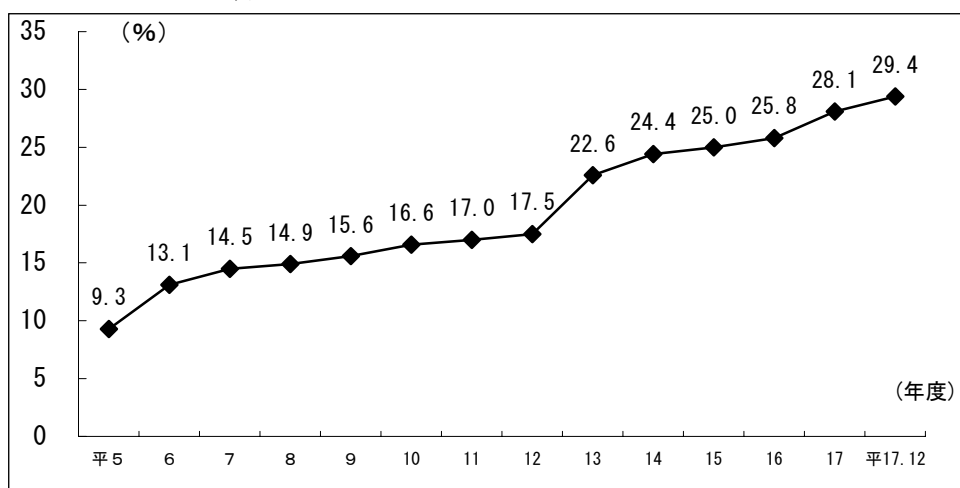
県の審議会等への女性の登用率は年々増加しており、平成17年12月1日現在で29.4%となっています。

〈図1〉新潟県議会議員及び県内市町村議会議員に占める女性議員の割合



資料：新潟県 \*年度末（3月31日）現在、平成15年から12月31日現在

〈図2〉新潟県の審議会等への女性の登用率



資料：新潟県 \*各年6月1日現在

## ウ 労働

本県女性の労働力率は国勢調査によると、多くの年代で全国平均より高く、30歳代の離職者が少ないため、いわゆるM字カーブ（※）の底が浅いことが特徴です。

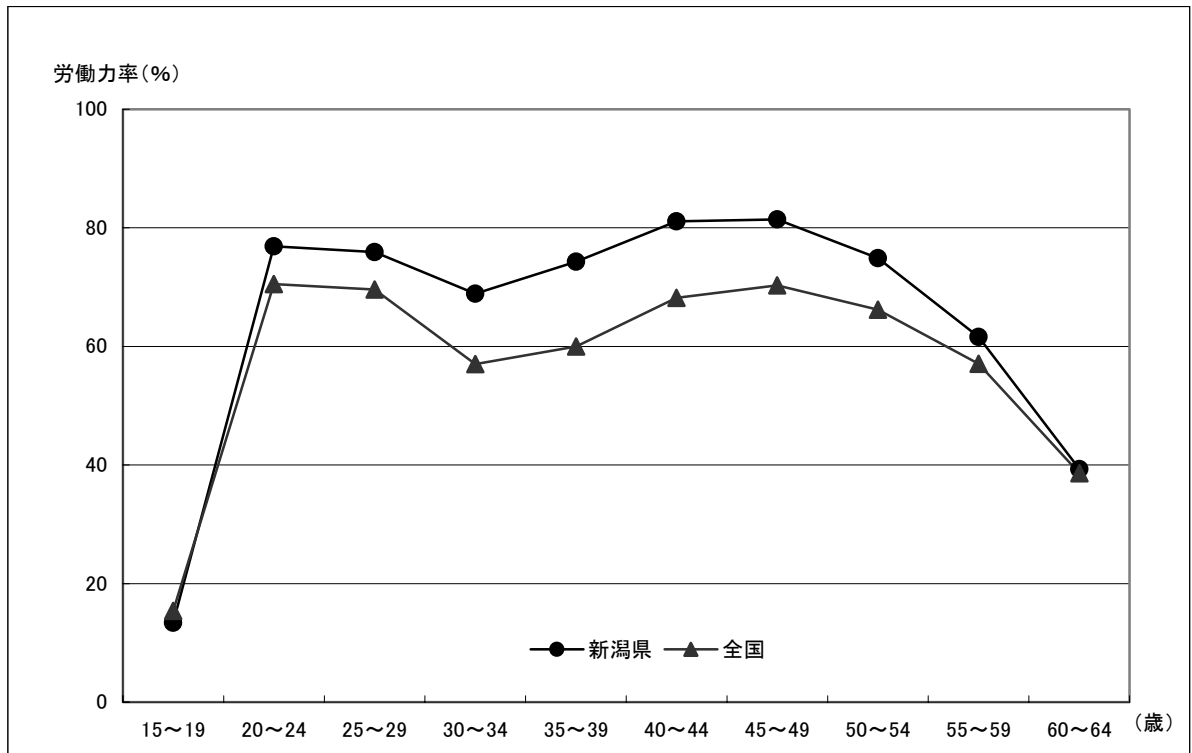
本県は全国平均と比べ第1次産業に従事している者の割合が高く、その約4割が女性です。また、商工自営業等に従事している者に占める女性の割合は全国平均と比べ高くなっています。

女性の理想の働き方についての意識をみると、結婚し、出産しても仕事を続けるとする割合が増えており、全国的にも同様の傾向がみられます。

### ※ M字カーブ

「年齢階級別女性労働力率」のグラフの“線の形状”のことをいいます。図3から女性は結婚・妊娠・出産を機に離職し、子育てが一段落したところで再就職する人が多いということが分かります。

〈図3〉年齢階級別女性労働力率（平成12年）



資料：国勢調査報告、総務省 \*労働力率 = (就業者 + 完全失業者) / 人口

〈表7〉女性の産業別就業状況

	平成2年		平成7年		平成12年	
	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国
第1次産業	11.7	8.1	9.8	6.5	7.5	5.4
第2次産業	32.8	26.1	29.9	23.2	26.5	20.2
第3次産業	55.4	65.2	60.2	69.5	65.6	73.2
その他	0.1	0.6	0.2	0.8	0.4	1.2

(単位：%)

資料：国勢調査報告、総務省

〈表 8〉 第 1 次産業に従事している女性の状況

	新潟県	全 国	(単位：%)
第 1 次産業従事者の割合	6.8	4.7	
うち、女性の占める割合	43.0	42.9	

資料：就業構造基本報告（平成 14 年）、総務省

〈表 9〉 商工自営業等に従事している女性の状況

	新潟県	全 国	(単位：%)
商工自営業等従事者の割合	12.0	12.8	
うち、女性の占める割合	46.0	43.5	

資料：就業構造基本報告（平成 14 年）、総務省

〈表 10〉 女性の理想の働き方について（新潟県）

(単位：%)

	平成11年	平成16年	差
結婚せず、仕事を持ち続ける	0.4	0.3	- 0.1
結婚するが、出産はせず、仕事を持ち続ける	1.1	0.7	- 0.4
結婚し、出産するが、仕事を持ち続ける	29.1	35.4	+ 6.3
結婚を機に、仕事をやめて家庭に入るが、育児などが一段落したら再び仕事につく	11.6	10.1	- 1.5
出産を機に、仕事をやめて家庭に入るが、育児などが一段落したら再び仕事につく	45.8	41.1	- 4.7
結婚を機に、仕事をやめて家庭に入る	2.6	3.1	+ 0.5
出産を機に、仕事をやめて家庭に入る	4.8	4.1	- 0.7
仕事にはつかないで、結婚する	0.1	-	- 0.1
その他	3.0	1.4	- 1.6
無回答	1.6	3.7	+ 2.1

資料：平成 11 年度男女共同参画に関する意識調査・平成 16 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県

〈表 11〉 女性が職業をもつことについて（全国）

(単位：%)

	平成14年	平成16年	差
女性は職業をもたない方がよい	4.4	2.7	- 1.7
結婚するまでは職業をもつ方がよい	6.2	6.7	+ 0.5
子どもができるまでは、職業をもつ方がよい	9.9	10.2	+ 0.3
子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい	37.6	40.4	+ 2.8
子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	36.6	34.9	- 1.7
その他	1.1	2.3	+ 1.2
わからない	4.2	2.8	- 1.4

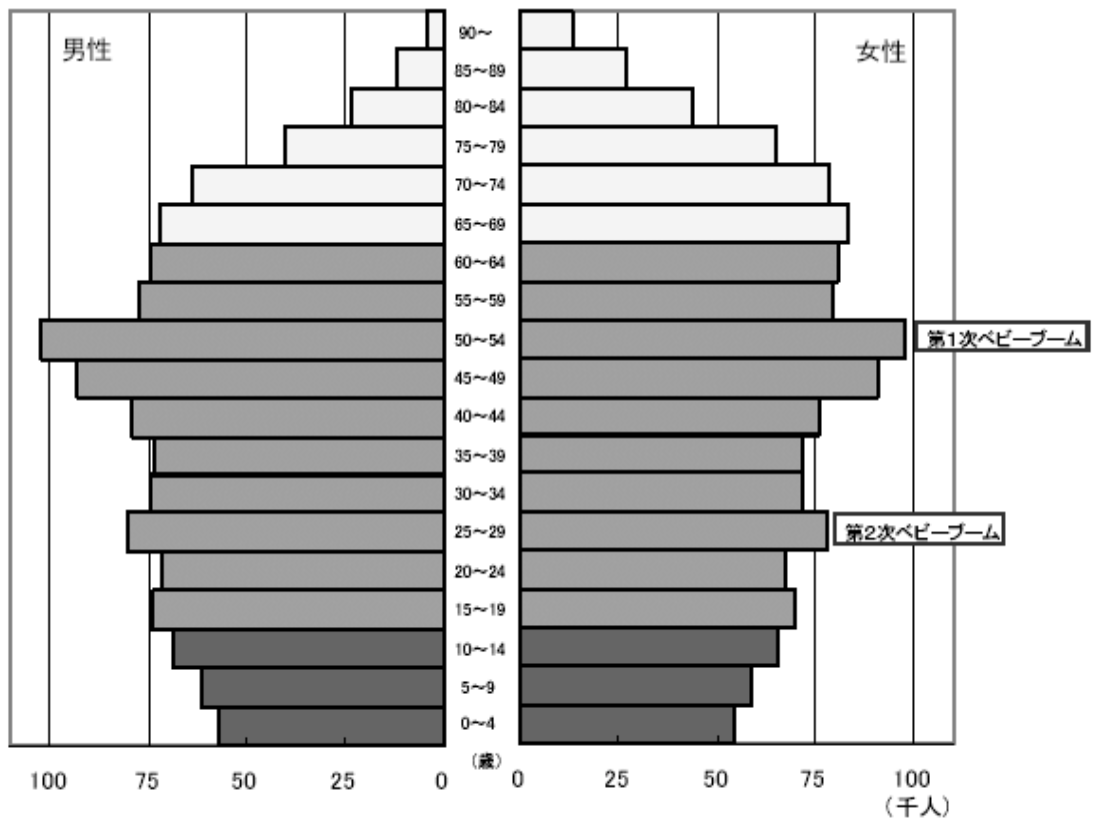
資料：男女共同参画社会に関する世論調査、内閣府

エ 少子高齢化の状況

本県の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、平成17年7月1日現在、23.7%で全国平均より3.8ポイント高くなっており、今後、要介護高齢者等が増えることも予測されます。

また、平成16年の合計特殊出生率は1.34となり、全国の合計特殊出生率1.29より高いものの、ほぼ一貫して低下傾向にあり、特に近年は全国平均を上回る減少幅となっています。出生数も平成15年より188人減り、19,531人となっています。

〈図4〉新潟県の年齢別人口（平成12年）



〈資料〉総務省「国勢調査報告」

〈表12〉新潟県の高齢者人口（平成17年7月1日現在）

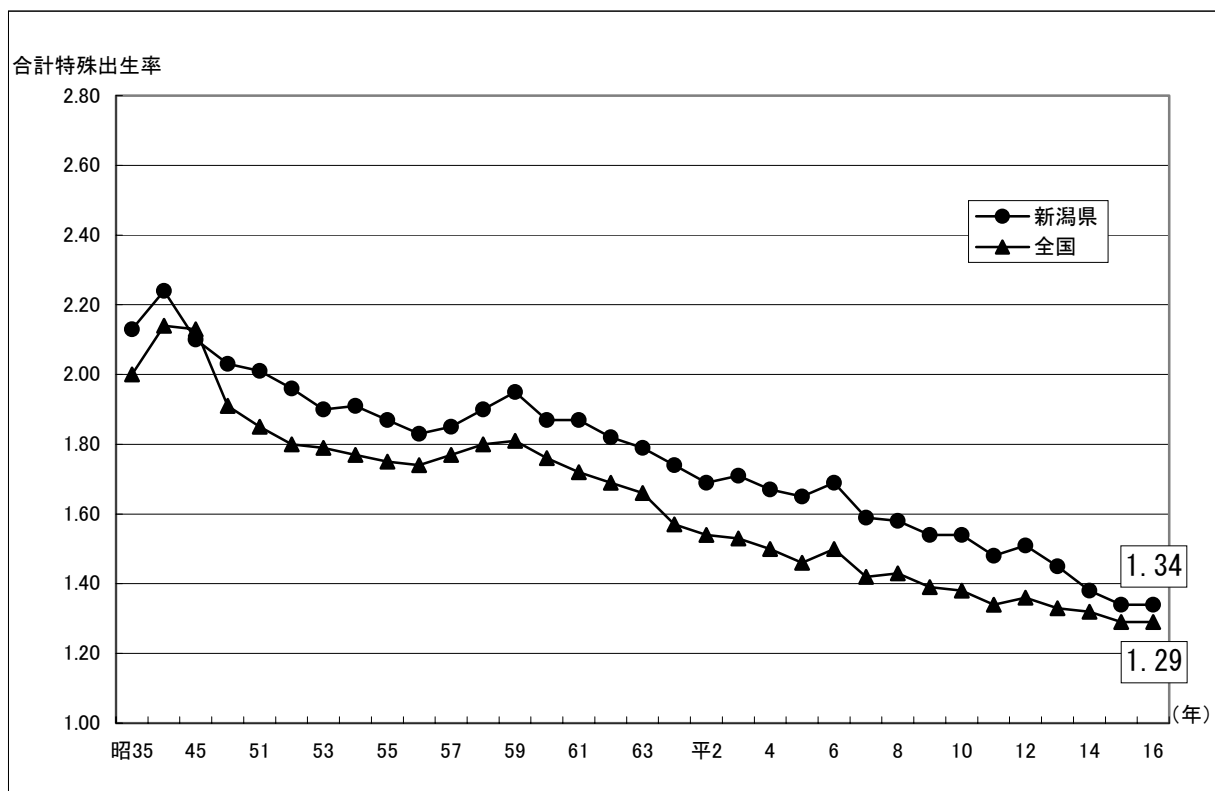
	総人口 (A)	65歳以上 (B)		高齢化率 (B)/(A)*100
			うち75歳以上	
新潟県	2,437,605人	577,431人(59%)	284,179人(64%)	23.7%
全国	127,655,000人	25,398,000人(58%)	11,435,000人(63%)	19.9%

資料：新潟県「新潟県推計人口」

\* ( ) 内は女性の割合

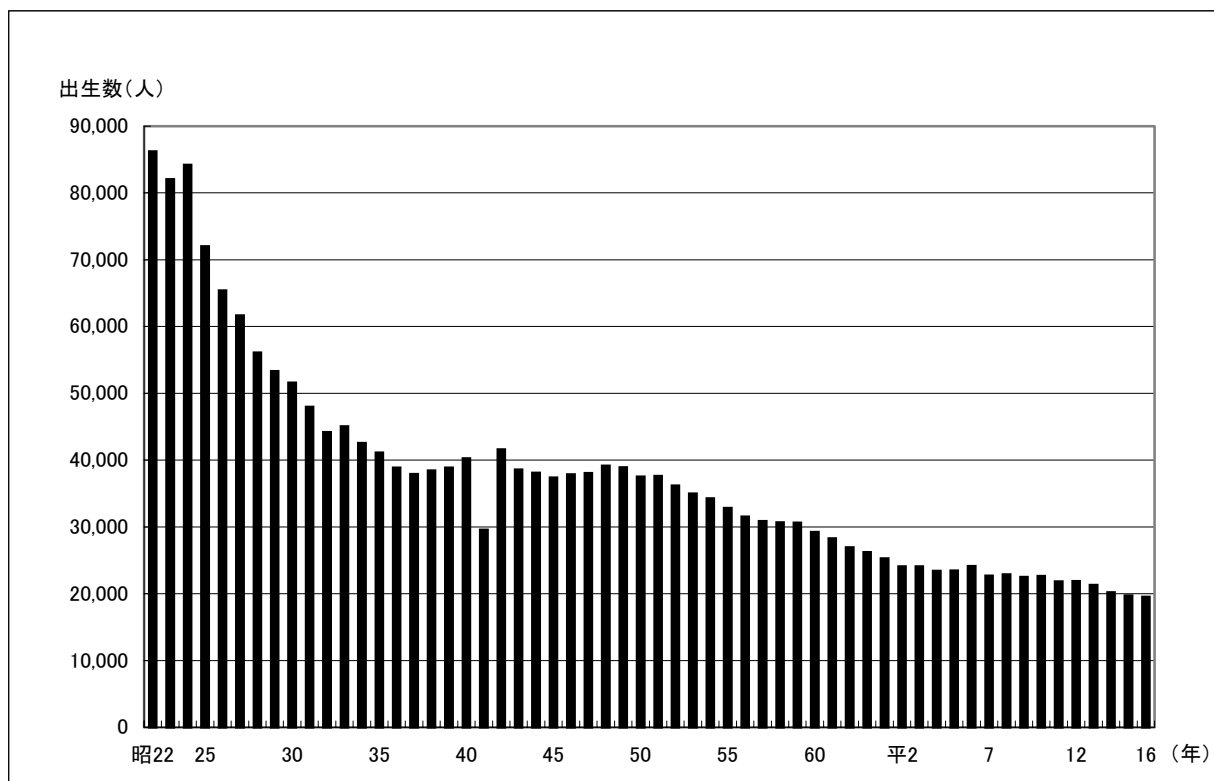
全国「人口推計月報（概算値）」（総務省）

〈図5〉 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計、厚生労働省

〈図6〉 新潟県の出生数の推移



資料：人口動態統計、厚生労働省

### 3 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく「新潟県男女共同参画計画」です。
- (2) 新潟県「夢おこし」政策プランやその他の県の計画と整合性を持った計画です。
- (3) 男女平等社会の形成に関する施策を総合的、体系的に推進するために、その基本方向と施策の内容を明らかにして、県はもとより市町村、事業者、県民自らが考え行動するための指針となる計画です。

### 4 計画期間

- (1) 平成 18 年度から平成 24 年度までの 7 年間を計画期間とします。
- (2) 新潟県「夢おこし」政策プランの見直し時期にあわせて見直しを行います。

### 5 計画の目標

「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」

本計画では、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解し、その推進に取り組むという趣旨で、計画の目標を「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」とします。

### 6 基本理念

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行の確立
- (3) 政策・方針の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活とその他の活動の両立
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際社会の動きとの協調

## 7 計画の体系

本計画では、4つの基本目標と19の重点目標を設定します。

基本目標		重点目標	
I	男女平等を推進する社会づくり	1	男女平等意識の啓発
		2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
		3	学校等における男女平等教育の推進
		4	男女平等意識を高めるための生涯にわたる学習機会の充実
		5	女性に対するあらゆる暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど）の根絶
		6	生涯を通じた女性の健康づくりへの支援
II	女性が活躍できる社会づくり (女性のチャレンジ支援の推進)	1	政策・方針決定過程への女性の参画の促進
		2	女性の能力発揮への支援
		3	国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画促進
III	男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	1	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保
		2	働き方を見直し職業生活と家庭・地域生活の両立を可能とする就業環境の整備
		3	農林水産業・商工業等自営業におけるパートナーシップの確立
		4	子育て支援システムの充実
		5	高齢者等の社会参画の促進と介護支援システムの充実
		6	家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進
		7	防災・災害復興等への男女共同参画の促進
IV	男女平等社会の形成の推進に向けた体制の整備	1	総合的な推進体制及び機能の充実
		2	市町村との連携強化
		3	県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働